

## 西宮市地域ケア会議設置運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の48の規程に基づき、住み慣れた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続できるように、個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を推進し、地域包括ケアシステムの実現に向けて開催する「地域ケア会議」の設置・運営に関し必要な事項を定める。

地域ケア会議は、個別ケースの支援内容の検討を通じて、地域の介護支援専門員による高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援と、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題の把握を行うとともに、その他地域の実情に応じて必要と認められる事項の検討など、保健、福祉、介護、医療等にかかる各種サービスをはじめとした高齢者の支援にかかわる諸活動を、総合的に調整、推進することを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 地域ケア会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 保健医療及び福祉に関する専門職や、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下「関係者等」という。）との連絡調整を行い、関係する様々な活動や事業等の情報収集および情報提供に関すること。
- (2) 個別ケースのニーズや課題を各関係者等で共有し、具体的な支援の方策の検討、策定および各種サービス等の調整に関すること。
- (3) 高齢者等に対する支援ネットワーク体制の構築に関すること。
- (4) 地域の実情に応じて必要と認められる資源の開発や地域づくりに関すること。
- (5) 地域の課題を分析・検証し、福祉のまちづくりに向けた必要な施策の立案・提言に関すること。
- (6) その他高齢者等の地域包括ケア推進のために必要なこと。

### (会議の構成)

第3条 地域ケア会議は、次の各会議により構成する。

- (1) 地域ケア個別会議
- (2) 地域ケア連携会議
- (3) 全体専門職会議
- (4) 地域ケア推進会議

### (地域ケア個別会議)

第4条 地域ケア個別会議は、第2条第1号および第2号に定めることを目的として必要に応じ随時開催するものとする。

- 2 同会議は、当該高齢者等にかかわる関係者等及びかかわる可能性のある関係者などによって構成する。
- 3 同会議は、各地域担当の地域包括支援センターが開催し運営する。

- 4 同会議で検討された内容、把握されたニーズ、各種サービスの問題点を含む支援のあり方等の留意点及び課題等については、地域包括支援センターで蓄積し、分析・整理したうえで、必要に応じて地域課題として地域ケア連携会議での検討に反映させる。

(地域ケア連携会議)

第5条 地域ケア連携会議は、第2条第3号および第4号に定めることを目的として定期開催するものとする。

- 2 同会議は、原則西宮市社会福祉協議会の分区をエリアとして開催する。
- 3 同会議は、エリア内に活動拠点をおく関係者等で構成する。
- 4 同会議は、原則西宮市社会福祉協議会が支援する「地区ネットワーク会議」をもって開催する。ただし、事前に当該地域を担当する地域包括支援センターと西宮市社会福祉協議会で調整したうえで、課題提起及び課題解決に向けて専門的見地から助言を行うものとする。
- 5 前項でいう「地区ネットワーク会議」とは、住民・当事者が地域生活を営む上で抱える様々な生活・福祉課題に対して地域の福祉資源を最大限に活用した効果的な支援を図るために住民・当事者の主体的な参加・参画運営により、地域状況・課題の把握と共有、課題解決に向けた協議、まちづくりに必要な意見の交換や提言などを行う場で、エリアごとの社会資源情報の共有、相互の連携の強化、支援の質の向上等に必要活動を行う会議体をいう。
- 6 同会議によって把握された課題や、解決に至らなかった課題等については、西宮市社会福祉協議会及び地域包括支援センターが集約し、全体専門職会議での検討に反映させる。

(全体専門職会議)

第6条 全体専門職会議は、西宮市社会福祉協議会および高齢福祉・障害福祉・児童福祉・生活困窮・権利擁護などの各分野における専門機関等が参集し、第3条第1号及び第2号に掲げる会議の活動についての状況把握、課題に関する情報を共有し、高齢者等の支援の向上に向けたネットワークづくりや複合問題を抱える人への対応等について協議する場とし、「西宮市圏域専門職会議設置運営要綱」に規定する全体専門職会議において開催する。

- 2 同会議によって把握された課題や、解決に至らなかった課題等については、事務局が集約し、地域ケア推進会議での検討に反映させる。

(地域ケア推進会議)

第7条 地域ケア推進会議は、地域ケア会議全体の運営を協議調整、推進するとともに、地域ケア連携会議及び専門職連絡会議等において把握されたニーズ、各種サービスの問題点を含む支援のあり方等についての留意点及び課題等について、整理検討のうえ、関係者間の調整、支援のあり方の研究、施策への提言を行う等、解決に向け必要な検討を行うこととし、西宮市附属機関条例に規定する地域福祉計画策定委員会において必要に応じ審議するものとする。

(構成員以外の会議への出席)

第8条 第3条第1号から第3号の各号に定める会議は、それぞれの会議で必要と認められた時は、構成員以外の関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(個人情報保護と守秘義務)

第9条 地域ケア会議の出席者は、地域ケア会議で知り得た個人情報の保護に万全を期すとともに、その知りえた個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第3条第1号に規定する会議への出席者は、「西宮市地域ケア個別会議に係る個人情報に関する誓約書」(第1号様式)を担当地域包括支援センターに提出しなければならない。

(事務局)

第10条 第3条第1号に定める会議の事務局は、各地域担当の地域包括支援センター内に置く。

2 第3条第2号に定める会議の事務局は、各地域担当の地域包括支援センターおよび西宮市社会福祉協議会内に置く。

3 第3条第3号に定める会議の事務局は、地域共生推進課内に置く。

4 市は、地域ケア会議が円滑に開催されるように必要な事務等を行うとともに、地域ケア会議により行われた提言等についてはこれを十分尊重して、施策等への反映を図るものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、第3条第1号から第3号の各号に定める会議の運営に関し必要な事項は、各会議の協議において決定する。

附則

この要綱は平成28年2月1日から実施する。

